

令和5年度

東栄町補正予算書

目 次

一 般 会 計	1
---------------	---

令和5年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第5号)

専決第4号

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和5年度東栄町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決する。

令和5年7月11日

東栄町長 村上孝治

理由：公共土木施設災害復旧工事について予算措置を講じる必要が生じたが、
議会を招集するいとまがないため。

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,647,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により

債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2

表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	497,516	△40,000	457,516
	1 基金繰入金	497,516	△40,000	457,516
	歳入合計	3,687,505	△40,000	3,647,505

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	災害復旧費	110,015	△40,000	70,015
	3 土木災害復旧費	110,007	△40,000	70,007
	歳 出 合 計	3,687,505	△40,000	3,647,505

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共土木施設災害復旧事業	令和6年度	千円 40,000